

お客さま各位

杜 の 都 信 用 金 庫

休眠預金等のお取扱について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成 30 年 1 月 1 日から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客さまからお預りしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成 31 年以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客さまの申出により払戻しに応じさせていただきます。

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金等とは

休眠預金等とは、休眠預金等活用法第 2 条第 6 項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から 10 年を経過した預金等をいいます。

2. 最終異動日等とは

最終異動日等とは、休眠預金等活用法第 2 条第 5 項各号に規定する以下の日のうち最も遅い日をいいます。

- ・当該預金等に係る異動が最後にあった日
- ・当該預金等に係る債権の行使が期待される日
- ・当該預金等に係る預金者等への通知を発送した日
- ・当該預金等について預金等に該当することとなった日

3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

（1）法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する事由

（2）当金庫が行政庁から認可を受けた異動事由

休眠預金等活用法第 2 条第 4 項第 2 号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた預金種類ごとの異動事由は次頁のお取引が該当します。



杜の都信用金庫

〔異動にあたるお取引一覧〕

預金種類	通帳			証書		ご契約内容の変更など					
	発行 再発行	記帳 ※1	繰越	発行 再発行	記帳 ※2	※3	※4	※5	※6	※7	※8
当座預金	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
普通預金	○	○	○	—	—	○	○	○	—	—	○
貯蓄預金	○	○	○	—	—	○	—	—	—	—	—
納税準備預金	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
通知預金	—	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—
期日指定定期預金	○	○	—	○	—	—	—	—	—	○	—
自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）	○	○	—	○	—	—	—	—	—	○	—
自由金利型定期預金（大口定期預金）	○	○	—	○	—	—	—	—	—	○	—
変動金利定期預金	○	○	—	○	—	—	—	—	—	○	—
自動継続期日指定定期預金	○	○	—	○	○	—	—	○	—	○	○
自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）	○	○	—	○	○	—	—	○	—	○	○
自動継続自由金利型定期預金（大口定期預金）	○	○	—	○	○	—	—	○	—	○	○
自動継続変動金利定期預金	○	○	—	○	○	—	—	○	—	○	○
積立定期預金（確定日型）	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
積立定期預金（エンドレス型）	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
定期積金	○	○	—	○	—	—	—	○	—	—	○

- ※1 記帳する取引がない場合を除く
（普通預金・貯蓄預金・納税準備預金は、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合に限り除く）
- ※2 記帳する取引がない場合を除く
- ※3 キャッシュカードの再発行
- ※4 カードローンの契約終了
- ※5 定期性総合口座の組入・解除（平成 31 年 3 月 1 日以降のものに限る）
- ※6 解約予定日の設定・変更
- ※7 方式変更（通帳から証書式または通帳式、証書から通帳式への変更）
- ※8 総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等については、当該商品に係る他の預金等について、異動にあたる取引の事由の全部又は一部が生じたこと